

令和6年度 通所介護 指摘事項一覧

20事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	従業員の員数	看護職員が配置されていないサービス提供日がありました。単位ごと及びサービス提供日ごとに、指定通所介護の提供にあたる看護職員を1以上確保してください。	都条例第111号第99条第1項 都条例施行規則第141号第17条 第1項第2号	1
2	運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)について、一部不足等がありました。定めなければならない項目を適切に定めてください。	都条例第111号第102条第1項 都条例施行要領第三の六の3 (1)	4
3	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書及び契約書におけるサービス提供時間等の記載が書類間で異なっている事例がありました。加算の算定に影響する場合もあるため、実際の運営に沿った記載にした上で利用者へ説明し同意を得てください。	都条例第111号第112条で準用する 第12条第1項 都条例施行要領第三の六の3の (11)で準用する第三の一の3の (8)	1
4	勤務体制の確保	機能訓練指導員の配置が勤務表とは異なる状況で配置されていました。適切な指定通所介護が提供できるよう、事業所ごとに原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等が明確になるよう勤務体制を定めてください。	都条例第111号第103条第1項 都条例施行要領第三の六の3 (2)①	1
5	勤務体制の確保	認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置が講じられていませんでした。全ての通所介護従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じてください。	都条例第111号第103条第3項 都条例施行要領第三の六の3 (2)③	3
6	勤務体制の確保	職場におけるハラスメントを防止するための措置が講じられていませんでした。事業主の方針等の明確化及び相談窓口を定める等必要な措置を講じてください。	都条例第111号第103条第4項 都条例施行要領第三の六の3 (2)④	3
7	利用料等の受領	一律に提供される教養娯楽に係る経費等の利用者から受けることができない費用について、利用者から徴収している事例がありました。利用者に対し、返金等の必要な措置を講じてください。	都条例第111号第104条第3項 都条例施行規則第141号第19条 都条例施行要領第三の六の3 (3)②	2
8	利用料等の受領	利用者から保険給付対象外のサービス費用において、あいまいな名目により徴収している事例がありました。適切な費用の額の支払いとなるよう必要な措置を講じてください。	都条例第111号第104条第3項第 4項 都条例施行要領第三の六の3 (3)②	1
9	具体的取扱方針	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束に係る記録が確認できない事例がありました。身体的拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録してください。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の三つの要件を満たすことについて、組織としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行ったうえで、その具体的な内容を記録してください。	都条例第111号第106条第1項第 3号第4号 都条例施行要領第三の六の3 (4)④	1

令和6年度 通所介護 指摘事項一覧

20事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
10	計画の作成	通所介護計画の作成に関する以下の業務の全て又は一部が適切に行われていない事例があったため、通所介護計画の作成に係る一連の業務を適切に行ってください。 ●通所介護計画はサービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成すること。 ●通所介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容及びその所要時間、日課(プログラム)等を明らかにすること。 ●居宅サービス計画に沿った通所介護計画を作成し、通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。 ●通所介護計画の内容等を説明した上で利用者の同意を得て、当該通所介護計画を利用者に交付すること。 ●通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況及び目標の達成状況については、それぞれの利用者について記録を行い、管理者は当該通所介護計画の実施状況等の把握・評価を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行うこと。 ●通所介護計画の目標及び内容等について、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。	都条例第111号第107条 都条例施行要領第三の六の3(5) ②③④⑤⑥	6
11	定員の遵守	利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っている事例がありました。災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、定員を遵守してください。	都条例第111号第108条	1
12	感染症及びまん延防止	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていない事例がありました。これらを措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●指針を整備すること。 ●研修及び訓練を定期的に実施すること。	都条例第111号第109条第2項 都条例施行規則第141号第19条の2 都条例施行要領第三の六の3(6) ②	3
13	非常災害対策	避難訓練等が実施されていなかったため、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を定期的に実施してください。	都条例第111号第110条第1項 都条例施行要領第三の六の3の(7)①	1
14	事故発生時の対応	区への報告が必要な事故について報告されていませんでした。区における事故報告の取扱要領を確認し、区への報告が必要な事故については、速やかに漏れのないよう報告してください。	都条例第111号第110条の3第1項 都条例施行要領第三の六の3(9)	4
15	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害発生の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための次の措置が適切に講じられていない事例がありました。これらの措置を適切に講じてください。 ●業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていること。 ●業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施すること。	都条例第111号第112条で準用する第11条の2第1項第2項 都条例施行要領第三の六の3(11)で準用する第三の一の3(7)	2

令和6年度 通所介護 指摘事項一覧

20事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
16	秘密保持等	従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。従業者や従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第111号第112条で準用する第34条第1項第2項 都条例施行要領第三の六の3の(11)で準用する第三の一の3の(25)①②	4
17	秘密保持等	利用者本人又は利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	都条例第111号第112条で準用する第34条第3項 都条例施行要領第三の六の3(11)で準用する第三の一の3の(25)③	8
18	虐待の防止	虐待の発生及び再発を防止するための次の措置が適切に講じられていない事例がありました。これらを措置を適切に講じてください。 ●委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●指針を整備すること。 ●研修を定期的実施すること。 ●虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	都条例第111号第112条で準用する第39条の2 都条例施行規則第141号第20条で準用する第4条の3 都条例施行要領第三の六の3の(11)で準用する第三の一の3の(31)	1
19	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出てください。	介護保険法第115条の32第1項第2項	5
20	給付費の算定 (定員超過利用による減算)	利用定員を超えて通所介護サービスを提供している事例がありました。定員超過利用の基準に該当した場合は、発生月の翌月から解消した月まで利用者の全員の所定単位を100分の70で算定するため、過誤調整をしてください。	厚告第19号別表6注1 老企第36号第2の7(24)	1
21	給付費の算定 (人員基準欠如による減算)	看護職員の員数が、人員配置基準上満たすべき員数を下回っている事例がありました。人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、1割の範囲内で減少した場合にはその翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数を100分の70で算定するため、過誤調整をしてください。	厚告第19号別表6の注1 老企第36号第2の7(25)	1
22	給付費の算定 (高齢者虐待防止措置未実施減算)	規定されている高齢者虐待防止措置が講じられていない場合に、当該措置が講じられていない事実が生じた月の翌月から、3月以降の改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しなければなりません。ついては、介護給付費の減算を行ってください。	厚告第19号別表6注2 老企第36号第2の7(2)	1
23	給付費の算定 (業務継続計画未策定減算)	感染症や災害発生時における業務継続計画が未策定だったため、基準に満たない事実が生じた月の翌月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しなければなりません。ついては、介護給付費の減算を行ってください。	厚告第19号別表6注3 老企第36号第2の7(3)	1

令和6年度 通所介護 指摘事項一覧

20事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
24	給付費の算定 (入浴介助加算)	入浴を行っていないにも関わらず加算を算定している事例がありました。また、入浴介助加算の算定要件のうち、以下の要件を満たしていない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整をしてください。 ●入浴介助に関する研修を行うこと。 ●他職種が共同して、居宅に訪問し浴槽の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。 ●個浴又は利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行うこと。	厚告第19号別表6注10 老企第36号第2の7(10)	2
25	給付費の算定 (個別機能訓練加算)	個別機能訓練加算(Ⅰ)の以下の算定要件の一部又は全てを満たしていない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整をしてください。 ●専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。 ●機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画を作成すること。 ●計画作成後、3月ごとに1回以上利用者宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や効果等について説明し、記録すること。 ●概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や効果等について、介護支援専門員等にも適宜報告・相談を行い、計画の見直し等適切な対応を行うこと。 ●個別機能訓練に関する記録は、目標、訓練項目、実施時間、実施者等を記載し、利用者ごとに保管し常に個別機能訓練従事者が閲覧できるようにしておくこと。	厚告第19号別表6注13 老企第36号第2の7(13)	6
26	給付費の算定 (個別機能訓練加算)	個別機能訓練加算(Ⅱ)の以下の算定要件の一部を満たしていない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整をしてください。 ●個別機能訓練加算(Ⅰ)の基準に適合していること。 ●利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	厚告第19号別表6注13 老企第36号第2の7(13)	3
27	給付費の算定 (口腔機能向上加算)	口腔機能向上加算の算定要件のうち、以下の要件を満たしていない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整をしてください。 ●利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、他職種が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 ●おおむね3月ごとに口腔機能状態の評価を行い、その結果を介護支援専門員等に情報提供すること。	厚告第19号別表6注20 老企第36号第2の7(20)	1
28	給付費の算定 (送迎減算)	迎えサービスを行っていないにも関わらず、送迎減算を行っていない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整をしてください。	厚告第19号別表6の注24 老企第36号第2の7(23)	2